工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

㋐

1．延べ面積　10,000㎡以上（建物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

2．階数　３階以上

3．工事種目　下記ａ）及びｂ）両方の施工実績を有すること。ただし、同一工事での施工実績でなくてもよい。

ａ）空気調和設備

ｂ）給水設備

ただし、申請できる同種工事の施工実績は２件までとする。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の要件を満たす同種工事の新設（工事種目についてシステム一式（機器、配管等の施工（試験・調整を含む。））を施工していること。）の施工実績を有すること。

㋑

1．延べ面積　3,000㎡以上（建物１棟における延べ面積とし、増築にあっては増築部分とする。）

2．工事種目　空気調和設備

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとする。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）の管工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の管工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「水戸法務総合庁舎⑱機械設備工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年５月７日

警察庁官官房会計課理事官　鶴代　隆造

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

○第805号

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　14、71、27

⑵ 購入等物品及び数量

警察庁人事・給与関係業務情報システムハードウェア　１式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成30年５月28日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁情報通信局情報管理課　佐藤　嘉幸　電話03―3581―0141（代表）

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　平成30年５月７日から平成30年５月28日まで。

⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary

⑴ Classification of the products to be procured : 14, 71, 27

⑵ Nature and quantity of the products to be purchased : Hardware for Personnel Management and Remuneration Service Information System of National Police Agency, 1 set

⑶ Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　28 May, 2018

⑷ Contact point for the notice : Yoshiyuki Sato, Information Systems Division, Info-Communications Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年５月７日

法務省大臣官房会計課長　田野尻　猛

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第155号

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 購入等特定役務及び数量　登記情報システム等の移行に向けた調査研究等業務の請負一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成30年５月28日17時00分（郵送等の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房会計課調達第二係　古田　辰美　電話03―3580―4128

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　平成30年５月７日から同年５月25日まで

⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。

4　仕様書案の説明会

⑴ 開催日時　平成30年５月11日11時00分

⑵ 開催場所　法務省大臣官房会計課入札室

5　Summary

⑴ Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵ Nature and quantity of the services to be required : Research investigation for the replacement of the registration information system, etc, 1 set

⑶ Time-limit for the submission of comments : 17 : 00　28 May 2018